

申請に対する処分

処分名	政治活動用看板の証票交付申請
根拠法令	公職選挙法第 143 条第 16 項
所管課	選挙管理委員会事務局

1 審査基準

申請を行うことができる人

ア 公職の候補者（市長もしくは市議会議員）又は公職の候補者になろうとする人（公職にある人を含む。）

イ 上記の後援団体

申請の方法

証票交付申請書を選挙管理委員会委員長に提出する。

許認可等の要件

ア 公職の候補者又は候補者になろうとする人（公職にある人を含む。）である。

イ 後援団体であること。（鹿児島県選挙管理委員会に政治団体設立届出済の）

2 標準処理時間

7日